

## 平成28年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成28年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画を以下のことおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 信用基金における平成27年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は15件、契約金額は3億円である。また、競争性のある契約は14件(93.3%)、2億97百万円(99.1%)、競争性のない契約は1件(6.7%)、3百万円(0.9%)となっている。

他方、競争性のない契約が1件あったが、これは林業信用保証業務における情報システムのメンテナンス業務であり、著作権を有する開発業者でないと業務を遂行できないことから、契約審査会に諮ったうえで、随意契約を行ったものである。

表1 平成27年度の信用基金の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(52.6%) 10	(52.1%) 0.99	(53.3%) 8	(85.8%) 2.57	(△20.0%) △ 2	(△20.0%) 1.58
企画競争・公募	(42.1%) 8	(46.4%) 0.88	(40.0%) 6	(13.3%) 0.40	(△25.0%) △ 2	(△54.7%) △0.48
競争性のある 契約(小計)	(94.7%) 18	(98.5%) 1.87	(93.3%) 14	(99.1%) 2.97	(△22.2%) △ 4	(58.7%) 1.10
競争性のない 随意契約	(5.3%) 1	(1.5%) 0.03	(6.7%) 1	(0.9%) 0.03	(0.0%) 0	(△4.1%) △0.00
合 計	(100.0%) 19	(100.0%) 1.90	(100.0%) 15	(100.0%) 3.00	(△21.1%) △ 4	(57.8%) 1.10

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(2) 信用基金における平成27年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は6件(42.9%)、契約金額は2億35百万円(79.2%)である。

前年度と比較すると、一者応札・応募による契約の割合が、件数は減少したが金額が増加した。(件数は40.0%の減、金額は91.1%の増)。これは6件のうち3件が情報システムの運用保守・機器更新に係る案件で、当該システムの開発者のみの応札に

よるものであり、そのうち1件が2億円と高額であったことによる。

表2 平成27年度の信用基金の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	8 (44.4%)	8 (57.1%)	0 (0.0%)
	金額	0.64 (34.2%)	0.62 (20.8%)	△0.02 (△3.6%)
1者以下	件数	10 (55.6%)	6 (42.9%)	△ 4 (△40.0%)
	金額	1.23 (65.8%)	2.35 (79.2%)	1.12 (91.1%)
合 計	件数	18 (100.0%)	14 (100.0%)	△ 4 (△22.2%)
	金額	1.87 (100.0%)	2.97 (100.0%)	1.10 (58.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下のとおり調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 一般競争入札等の着実な実施

調達に係る契約については、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等（競争入札及び企画競争）競争性のある契約方式での契約締結に努める。

特に、情報システムの開発、修正、保守及び調査業務に関する調達（当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない業務を除く）については、契約の透明性の確保、品質の向上を図るために、一般競争入札（総合評価方式）を徹底する。【一般競争入札等の割合】

### (2) 一者応札・応募の改善の取組

契約が一般競争入札等による場合であっても、一者応札・応募となった契約については、以下の取組を実施することにより、応札者数または応募者数を増やし実質的な競争性の確保に努める。【当該取組の実施結果】

- ① 過去の実績のある者しか応札できないような競争参加要件や仕様となっていないか等の視点からの見直し
- ② 公告時期の前倒し、発注予定の事前公表及び業務内容の把握や企画提案書の作成業務等に必要な準備期間の十分な確保
- ③ ホームページ等の方法で公告する他、入札に参加してもらえるように声掛け、掘り起こしの実施
- ④ 入札説明資料の交付を受けたが応札しなかった業者等に対するヒアリング等の実施、不参加の原因の究明及び改善方策の検討

### (3) 合理的な調達の実施

一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された随意契約によることができる事由に該当する場合は、あらかじめ契約審査会に諮ったうえで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

なお、以上の取組事項の実施にあたっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく中小企業の受注機会の確保について配慮をする他、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

### (1) 契約事務に関する内部チェックの強化

信用基金の物品等の調達・役務の提供については、会計規程や契約事務細則等に基づき、一般競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しているが、適正な契約方法の実施や競争性を確保した業者選定に努めるため、個別の契約事案について、事前に総務部総務課が担当部署からヒアリングを行い内容チェックを行う。【総務部総務課による点検件数等】

### (2) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に信用基金内に設置された契約審査会に報告し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。【契約審査会による点検件数等】

### (3) 契約事務担当者以外の職員の立会いによる検収の徹底

不祥事等の発生を未然に防止するため、調達対象物品等の納品時の検査に際しては、当該契約の事務に直接関係しない担当者の立会いにより行うものとする。【契約事務担当者以外の職員の立会いによる検査の実施件数等】

### (4) 調達担当者に対する、調達に関する不祥事事案等の研修の実施

入札談合に関する情報に対して、談合情報対応マニュアルに即し適切な対応に努めるほか、国等において実施される入札談合に関する研修会等に調達担当者を参加させる。【調達に関する研修の実績等】

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総括理事（総務担当）を委員長とする契約審査会により調達等合理化に取り組むものとする。

委員長 総括理事（総務担当）

メンバー 財務会計担当理事、総括調整役、参事

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約監視委員会設置運営要領に基づき、競争性のない随意契約や一者応札・応募となつた契約案件を中心に個々の契約案件の事後点検を行い、その審議内容を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、信用基金のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。